

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>消防設備点検報告書押印削除について                      原則、設置者が点検報告を提出となっているが、点検業者が設置者より提出代行依頼を受け、提出している物件が数多くあると思います。                      すべての押印を削除ですと、点検業者が設備点検をせずに不正に書類作成し、設置者が知らないところで、点検報告がされてしまう不正がおこる可能性が考えられる。                      点検業者、設置者、報告先である消防機関、三方の確認の為に、押印は必要ではないかと考えるが如何であるか。</p> <p style="text-align: right;">【有限会社 ハローサービス】</p>	<p>消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書については、その後の消防本部等による立入検査等により、真正性は確認できることから、押印による真正性の確認は不要と判断しております。なお、必要に応じた申請・届出等を行う者の本人確認等は可能であると考えております。</p>	無
No.2	<p>今回の改正で各届出書の届出者の押印が無くなりますが、当該届出書に訂正があった場合はどのような訂正方法をとればよいのでしょうか？                      例 訂正印                      例 差し替え</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>二重傍線に記名又は差替えにより提出すること等が想定されます。</p>	無
No.3	<p>様式の押印削除について。押印の必要性を特に感じないのでそれについては賛成です。押印の削除とあわせて宛名欄にある「殿」という敬称を削除し、「（あて先）」としてはいかがでしょうか。敬称は申請・届出者側が任意につけるものであって、最初から様式中にそれがあつたことに違和感を覚えます。役所の届出等は「（あて先）」となっているものが多いことから、消防関係の届出・申請様式もそのようにするのが良いのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。                      後段につきましては、今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無

No.4	<p>本改正に賛成である。</p> <p>消防法施行規則の一部が改正され、消防法令に定める様式の押印削除等の改正内容となっているが、先般、「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号)の一部改正について(通知)(令和2年9月24日付け、消防予第311号)により改正されたところである。</p> <p>各市町村において運用できる事項であるが、火災予防条例(例)にかかる届出様式についても同様に押印廃止してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>また、御意見のとおり、「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号)を含む通知についても改正し、押印を削除することとしています。</p>	無
No.5	<p>押印の見直しは許可や申請の際の申請意志と申請者の確認のため必要と思われる。</p> <p>しかし、現在の社会の情勢から、見直しをする場合、次のことを検討していただきたい。</p> <p>申請者の確認のため、マイナンバーの活用やネット環境の電子証明を添付又は第三者機関での証明など申請者の確認ができる場合は、押印を無くしても良いと考えます。</p> <p>申請意志の確認は、申請者本人の持参と行政書士などの代理行為を明文化など容認するための制度化が必要と思われる。</p> <p>また、届出行為を求める必要性があるのか御検討の上、見直されては如何でしょうか。</p> <p>特に過去に消防庁主導で、地方公共団体で制定した届出については、その必要性から御検討のうえ「火災予防条例(例)」の一部改廃などを御検討されては如何でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無
No.6	<p>① 省内・庁内の伝達・承認・確認等は勝手に自由にオンライン化結構。</p> <p>② 国民からの申請書は、オンライン化出来る事、出来る案件から実施する。</p> <p>但し高齢者やパソコン不得手者等オンラインに馴染めない人には紙申請を残す。紙申請は、現在安定した意志の確認が出来ているので、押印、記名、署名等の方法を存続する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今般の改正は、オンライン化の推進に資するものであると考えますが、書面による申請を認めないこととするものではありません。</p> <p>なお、今回廃止の対象となるのは、押印欄のみです。</p>	無

No.7	<p>この度の押印廃止については、賛成していますが、今後の電子申請に繋がる出来事と捉えて、あえて、質問させていただきます。</p> <p>届出書などの欄に、本人の連絡先として電話番号の記載欄がないものがありますが、特に防火管理者や防災管理者本人の確認のための連絡先は必要なのではないかと考えています。例えば、防火対象物点検や防災管理点検の報告書については、届出者は関係者となっておりますが、防火管理者や防災管理者本人の確認のための連絡先(電話番号)や、報告作成者の連絡先の欄が以前よりありません。</p> <p>電話番号を記載する欄が、在るものと無いものがある理由は何かをご回答頂き、必要と考えられる連絡先の記載欄を設けてもらえないかと考えています。</p> <p><b>【消火器アプリとオンライン化について】</b></p> <p>点検率の向上を目的に作られた消火器アプリのシステム事業者から以前より「点検のあり方会議」の中で、届出書表紙の押印廃止が求められてきたこともあり、昨年度からの届出用紙の改正が進んでいると推測していますが、来年度からオンライン化の事業予算が計上されるとも聞いており、押印廃止との一連の流れにのって、届出制度のオンライン化が進んでいくものと感じています。</p> <p>様式作成システムを開発している企業は複数あり、民業圧迫になりかねない、そのあたりの状況を把握頂ければと思います。</p> <p><b>【消火器アプリの前に】</b></p> <p>消防設備事業者向けの報告書作成ソフトシステムは、弊社のソフトを利用している1000社を含め、3000社近くが民間事業者のシステムを使用しており、電子化は、容易にできると考えています。</p> <p>ところが、防火管理者向けの消防計画書等のシステムは、市町村毎に色々な様式があるため開発が難しく、いまだにビジネスになっているものは見受けていません。</p> <p>しかし、消防計画等、防火管理者が作成する書類は、予防行政において、施設管理の基礎となる重要なものであり、デジタル化を推し進めるなら、この分野に国費を投じて頂きたいと思います。</p> <p>更に、危険物関係や予防規定など、市町村条例の垣根を越え全国で使用できるシステムの構築を要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【アーキリード株式会社】</b></p>	<p>今般の様式に係る改正につきましては、押印欄の削除を目的とするものです。今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無
------	--	--	---

No.8	<p>押印廃止自体については異議ありません。賛成です。</p> <p><b>【意見1】</b> 平成16年消防庁告示第9号(別記様式第1) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書にはなぜ「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」の記載がないのか。 届出者の立場からすると、法人所有の場合は個人印ではダメ、会社の角印だけではダメ、で書類を受理させて貰えないと釈然としないのではないのでしょうか。押印が廃止されたとしても法人なのか個人なのかを問われるのであれば、「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」の記載をするべきではないのでしょうか。</p> <p><b>【意見2】</b> 改正案は「公布の日から施行する」とあるが、旧様式(印ありの様式)を用いる場合の経過措置が不明です。令和2年4月の様式改正では、経過措置期間が6ヶ月でしたが周知不足のため経過措置後も旧様式で持参される届出者が現在もいます。 行政手続法令の観点からは、様式が異なると受理できないと思われませんが、今回改正は押印廃止という届け出者側の利便性向上を考慮し、旧様式でわざわざ押印された届出を受理できるよう、経過措置期間を設けるのではなく、旧様式も当分の間受理できるよう、有効に取り扱えるよう考慮されたい。</p> <p><b>【意見3】</b> 押印を廃止し、ゆくゆくはオンライン申請できるようにするというのが政府の考え方であり、届出者側の利便性を考慮すると当然の流れだと理解できます。 しかしながらこのままオンライン化が導入されても行政文書の取り扱い方法(決裁・回議方法や内部の文書管理システムとの相性、保存期間に相当するサーバーの容量不足等も含む)等の議論がされておらず、現状、消防機関としても受入体制が整っていません。国としてオンライン化を推進するのであれば、導入に係る予算調整等については各消防本部任せにするのではなく、消防庁が主体的に取り組んで頂きたい。</p> <p><b>【意見4】</b> 押印が廃止されたとしても、オンライン申請ができる環境が整うには時間を要するため、当分の間は紙ベースでの届出が続くと思慮されます。現在、紙ベースでの届出については日本産業規格A4を用いることとされていますが、集約印刷された届出書(具体例:A4用紙裏表に4ページ分の届出情報が印刷されているもの)を持参する方も中にはいます。受理するに差し支えないと考えられますが、行政手続法令において両面印刷や集約印刷に関する届出について明確な根拠が示されておらず判断に苦慮しますので、今後の運用通知にて取り扱いを示して頂きたい。 【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p><b>【意見1】</b> 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書については、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定により、防火対象物の関係者が報告することとされています。よって、法人の場合、その代表者以外の関係者による報告が可能です。よって、当該様式の氏名欄には「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」の記載をしております。</p> <p><b>【意見2】</b> 御指摘のとおり、法令上の様式は施行日から、押印欄のない様式となりますが、一般的には押印があることのみをもって、法令で定められた形式上の要件に適合していないとは言えず、差替えや㊦マークを削除するような補正を求める必要はないと考えられます。</p> <p><b>【意見3】・【意見4】</b> 今後の検討に対する御意見として承ります。</p>	無
------	--	---	---

No.9	<p>消防法施行規則に定める別記様式第1号の2の2「防火(防災)管理者選任(解任)届出書」をはじめとする各種届出書については、届出義務者が消防機関へ届出するよう定められたものですが、届出書の押印不要とする改正については、オンライン化の推進や行政手続きの簡素化には必要であると考えており、改正趣旨には賛同します。しかしながら、押印不要とした場合における届出書の本人性の確認は如何される予定ですか。届出者名欄に届出者名が記載されていることのみで、本人性の確認が取れていると看做されるのですか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>消防法令の申請・届出等は、その後の消防本部等による立入検査等により、真正性は確認できることから、押印による真正性の確認は不要と判断しております。なお、必要に応じた申請・届出等を行う者の本人確認等は可能であると考えております。</p>	無
No.10	<p>(1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項 改正に反対である。押印又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。署名での代用も可として、基本として押印を伴う事とされたい。例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。今回対象となっている手続きについては、あまり高頻度で発生する手続きではないので、押印又は署名について、従前どおり伴う事とされたい。 国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的になされるようにされたい。</p> <p>(2) 消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項 一時的なものであるのであればよいのであるが、安全性が確保されるように策を講じていく事を求めたい。</p> <p>(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 あまり賛成出来ない。合理化というより簡略化といった方が適切な改正内容と考えられるものであるが、従前と同様の部分の点検が必要であると考えられるものである。改正について反対である。</p> <p>(4) 消防設備士免状の写真に関する事項 理由について提出させるようにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(1) 消防法令の申請・届出等は、その後の消防本部等による立入検査等により、真正性は確認できることから、押印による真正性の確認は不要と判断しております。なお、必要に応じた申請・届出等を行う者の本人確認等は可能であると考えております。</p> <p>(2) 各種点検の期間の延長につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症のような、新型インフルエンザ等の感染症により、点検を実施することが困難である場合について、限定的に期間の延長を認めるものです。</p> <p>(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 火災危険に応じた防火対象物点検報告を実施するため、火災の発生又は延焼のおそれの少ない特定共同住宅等について、規制の見直しを行うものです。</p> <p>(4) 消防設備士免状の写真に関する事項 適切に運用が図られるよう、おって運用の指針を示してまいります。</p>	無

No.11	<p>大きなマンションや公営住宅は通常2方向避難型、開放型等の特定共同住宅であり、かつ各住居が一戸ずつコンクリートで防火区画されていることもあり防火上の安全性は高く、火が住戸外に噴き出すまでには時間がかかり、それまでには消防が救出に来てくれる。</p> <p>また、グループホーム住戸の外に出て開放廊下まで避難するか、直下の階まで避難することで安全性は確保できるのではないかと考えます。</p> <p>グループホームから1階屋外までの避難経路を点検対象とするのではなく、グループホームがある階だけ、もしくは直下の階までを点検対象としていただくなどさらに緩和を検討して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>火災の際、当該施設から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路を避難に使用することは当然にありえることから、点検対象としています。</p>	無
No.12	<p>施行令第2条に「同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である別表第一に掲げる防火対象物が二以上あるときは、それらの防火対象物は、法第八条第一項の規定の適用については、一の防火対象物とみなす。」と定められています。そのため、同一敷地内に複数の住棟がある集合住宅団地の場合、グループホーム存する住棟が一棟であっても敷地全体で収容人員が算定され、団地全体が「防火対象物点検」の対象となっていました。</p> <p>今回の改正では、グループホームが入居する住棟のみが点検対象となり、収容人員の判断についてもグループホーム入居住棟単位での収容人員を判定し、グループホームが存しない住棟については「防火対象物点検」の対象とならないと判断してよろしいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>従前のとおり、消防法施行令第2条により一の防火対象物とみなされる防火対象物のうち、同第4条の2の2に掲げるものに該当するものは、全ての棟について防火対象物点検の対象となります。</p>	無
No.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定共同住宅等では各住戸単位で防火区画が施されており、住戸外まで火災が噴き出すまでには相当時間がかかりますし、300人以上入居の2方向避難型等の共同住宅は相当大きな物件ですので、避難訓練時には住戸外に出て廊下の端まで避難してそこで待機するだけで、むしろ無理に階段を使用しないよう消防署から指導されています(特に身体障害のある場合等)。現実的には火災時も1階屋外まで避難することはまずないため、避難経路については特に高層階に入居する場合は、火災室から離れた廊下の端や1階下の直下階まで避難することで可として頂き、避難経路の点検対象範囲も限定して頂きたいと思えます。また自治体ごとでグループホームの入居状況も様々と思われるので、少なくとも自治体消防によって直下階までで可と判断できるように、解釈通知を発出頂きますようお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災の際、当該施設から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路を避難に使用することは当然ありえることから、点検対象としています。</li> </ul>	無

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅等では同一敷地内にある全棟を点検対象と判断する市町村もあり得るため、グループホーム等の入居棟に限ることができる旨を、併せて周知いただきますようお願いいたします。</li> <li>・ 本来、所有者側が建物全体に対して管理責任をもつべきであることから、防火対象物点検についてもグループホーム住戸内も含めて第一義的には所有者側に責務があることを併せて周知いただきたい。</li> <li>・ グループホーム住戸内の防火対象物点検の対象・範囲について、カーテン・絨毯か防災物品か、コンロなど火気使用物品の周辺の点検だけでよいか、住戸内廊下、リビング、台所までの点検で各入居者の居室までは点検対象とならないか、その場合、点検費用は廊下、リビング、台所の面積だけで算定されるのか等、点検範囲や点検対象を通知等で明示して頂きたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前のとおり、消防法施行令第2条により一の防火対象物とみなされる防火対象物のうち、同第4条の2の2に掲げるものに該当するものは、全ての棟について防火対象物点検の対象となります。</li> <li>・どの立場の方が防火対象物点検を実施すべき管理権原を有する者にあたるかは、個々の契約等に基づくものです。</li> <li>・グループホームに供される部分の防火対象物点検の基準について、今回の改正による変更はありません。</li> </ul>	
No.14	<p>(1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項  (2) 消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項  (4) 消防設備士免状の写真に関する事項  ・改正について賛成します。</p> <p>(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項  ・改正に反対します。  反対理由: 平成 13 年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法施行令の一部改正で防火対象物の定期点検報告制度が利用者の安全を確保する制度になりました。しかし、今回の消防法施行規則の一部を改正する省令(案)の(3)(案)は、特定共同住宅等の安全を保障する階段・廊下の点検・報告から省略すれば、火災時に停電した場合、避難経路に段ボール箱や荷物が散在して避難者の生命を危うくする事態が起こりかねない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(1)・(2)・(4)  御賛同意見として承ります。</p> <p>(3)  旅館・ホテル等に供される居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路については、引き続き防火対象物点検の全ての項目について実施する必要があります。  なお、それ以外の階段・廊下部分についても、消防法第8条により引き続き維持管理することが求められます。</p>	無

No.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 押印削除はいいとしても、各種点検の期間延長っていうのは、延長しても実害がないようなものは、そもそも点検の重要度が低いからで、そんなものはもとの点検頻度を延ばすなり、廃止すればいいんじゃないかと考えてしまいます。重要度が高いなら、延長を認めるべきでないし・・・</li> <li>・ 免状写真について、宗教上の理由等があれば、無帽の条件を外し顔の輪郭がわかればよしとするものですが、「うちの宗派では目を隠さないといけないので」と言われたら認めるのでしょうか？顔の輪郭がわかれば、目は隠しても認められるのでしょうか？</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 押印の削除につきましては、御賛同意見として承ります。</li> <li>・ 各種点検の期間延長につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症のような、人と人との接触機会を低減し、点検を実施することが困難である場合について、限定的に期限の延長を認めるものです。</li> <li>・ 今回の改正は、無帽の要件について、宗教上又は医療上の理由がある場合に不要とするものです。</li> </ul>	無
-------	---	---	---

○提出意見数:15件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとめる等の整理をしております。